

令和6年6月14日

令和6年第6回

# 農業委員会総会議事録

[ 総 会 ]

岩国市農業委員会

# 岩国市農業委員会総会議事録

1 令和6年6月14日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 小林 増次	2番 片山 剛	3番 松宮 榮昭
4番 隅 ふじ江	6番 小川 栄太郎	7番 上尾 家隆
8番 藤本 哲	9番 中尾 正浩	10番 黒崎 友美
11番 塚田 由美子	12番 原田 孝親	13番 林 聖文
14番 藤村 浩司	15番 刀祢明 薫	16番 森川 稔己
17番 清弘 進	18番 梅川 仁樹	

3 本日の総会に欠席した委員

5番 藤中 京子

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

次 長 後 詳子	事務局 木村 吉秀
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	美和支所 宮本 伝
錦支所 藤高 朝代	

5 会長は、午前10時00分、委員総数17名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

6番 小川 栄太郎 7番 上尾 家隆

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第19号 農用地利用集積計画について

報告事項

- 1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 4 農地所有適格法人報告書の提出について
- 5 現況証明について
- 6 農地法第4条の規定による届出の取消について

8 議 事  
議 長

それでは、ただ今より令和6年第6回農業委員会総会を開催いたします。本日は、委員総数18名のうち、17名の出席で所定の出席委員がおりますので、総会は成立いたしましたことを報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、6番小川栄太郎委員と7番上尾家隆委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

では早速、議案に入ります。「議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、田。現況、畑。面積は89㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

はい、それでは追加説明させていただきます。申請地は灘支所から南方直線距離で約2.5kmに位置しております。周辺は宅地化が進んでおります。譲受人は臨時で耕作しているが、耕作不便解消のため、間に位置する申請地の購入を希望し、交渉がまとまったものです。

5月10日、事務局と現地調査を行いました。申請地は建設機械で整地されておりました。農地としての使用は問題ないと思います。隣接地と一体的に耕作し、自家用野菜を栽培するとのことです。調査項目に従って確認いたしましたが、特に問題になる点はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番、岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,390㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の藤本委員、追加説明をお願いします。

第 8 番

はい。それでは座ったままで失礼をいたします。追加説明をいたします。申請地は通津支所から西へ2kmの場所に位置している農地です。

譲渡人は遠隔地に居住し、当該農地を譲りたいと考えておりました。譲受人はもともと所有していた農地が南バイパスとして収用されることとなり、その代替地となる農地を捜していたところこのたび話がまとまったとのことです。譲受人は申請地の近隣に居住しております。

5月30日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われ。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は113㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の刀祢明委員、追加説明をお願いします。

第 1 5 番

はい。それでは追加説明をいたします。申請地は錦川清流線南河内駅から北東へ約1kmに位置する農地です。

譲渡人は県外に居住しており、かつ年齢的にも申請地の管理が難しくなってきたため、かねてより土地を手渡そうと考えていたとのこと。

譲受人は新たに新居を購入したところ、近接する申請地の取得を打診され、農業にも興味を持っていたため取得することにしたとのこと。小規模な農地のため自家消費用にタマネギやジャガイモなどの野菜類を栽培するとのこと。

5月29日に事務局職員と一緒に調査項目に従い現地調査を行いました。近隣農地への影響もなく3条許可は適当と思われ。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、田及び畑。現況、畑。面積は211㎡ほか1筆、合計321㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満た

しております。では担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

はい。それでは説明をいたします。この件は玖珂支所より東に約 1 km のところにある農地です。

譲渡人は高齢で農業を維持することが困難になったため、手放そうと思っていたところ、譲受人が買い取ってくれることになり話が決まったようです。

譲受人はこれまで非農家であったが、譲受人本人が農学部を卒業しておられ以前から農地に興味があり、農地法の改定により非農家でも農地を購入することができることを知られ、話が進み申請されました。譲受人は四季を通じた農作物の耕作を計画されています。

場所は自宅より 5 m のところにあり、家族全員で農作業するとのことです。農作業の機械等は準備をされており、何も問題ありません。

6 月 4 日に現地調査に行っており、調査項目に従い調査いたしましたところ、問題はございません。私は許可相当と思います。皆様のご審議よろしく願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4 番を許可することを決定します。

次に、5 番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

5 番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は 353 m<sup>2</sup>ほか 1 筆、合計 1,010 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。

これは農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

はいそれでは追加説明いたします。申請地は玖珂支所 奏でより南へ約 1.5 km のところに位置しております。

譲渡人は他所に居住しており農地の善良な管理ができないために、譲受人へ権利移動しようとするものです。譲受人は現在 45 アールで農業経営を行っておりますが、このたび経営基盤の拡大を図るために、申請地を権利移動しようとするものです。

6 月 3 日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地は背丈ほどのあるような草に覆われていましたが、それ以上に気にかかったのが耕作証明書で耕作されていない雑種地が多いことでした。このような状態では 3 条許可は難しいということで、事務局職員の方から保全管理をするように伝えていただきました。

昨日 6 月 13 日に事務局職員が現地を確認したところ、一部水が溜まっていた圃場以外は申請地も含めて、草刈がされていたということでした。この結果を受けて 3 条の許可はやむなしと思います。皆様のご審議をよろしくお

願いたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

6番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は77㎡ほか1筆、合計183㎡です。

申請人は記載のとおり、理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

はいそれでは追加説明をさせていただきます。申請地は周東総合支所日向より西へ約1.7kmに位置する農地です。

譲渡人は高齢のため耕作が困難となり、引き継ぐ推定相続人もおらず管理が不可能であることから売却することといたしました。

譲受人は譲渡人から売却の話があり、自宅前の土地であり利便性が良いことから購入することといたしました。購入後、譲受人には家族で野菜を作る予定にしています。耕運機1台、トラクター1台を有しておりますので、耕作して野菜を作ることが可能であります。

5月16日、支所担当職員と現地で調査項目に従い調査いたしました。何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしく願いたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

7番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は472㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。申請地は周東総合支所から南南西に約1.1kmに位置します。

譲渡人は高齢のうえ、旧岩国市内に居住しており耕作はできず、長年休耕しておりこの先を案じていたところ、譲受人から規模拡大するため譲り受けたいとの要望もあり、この土地を贈与するものです。

譲受人は取得後、申請地に玉ねぎを栽培する予定とのことです。

5月30日、支所担当者と共に調査項目に従い調整いたしました。基本的

な農機具も揃っており、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

8番錦地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、畑及び田。現況、畑。面積は286㎡ほか5筆、合計2,788㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営継承です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要請の全てを満たしております。では担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 1 8 番

前から失礼します。申請地は錦総合支所より北東に3.94kmから4.34kmに位置しています。譲渡人と譲受人は、親子で譲渡人が高齢で農地の維持が困難となったため、子である譲受人に贈与し、譲受人は既存の梅、柿、柚子に加え柑橘類やリンゴなどの果樹を栽培し、自家消費を中心とした栽培を行うとのこと。

申請地は点在していますが、自宅のすぐそばから約1kmの範囲であり、通作は可能です。また管理に必要な農機具も管理機、草刈り機を所有しており管理も可能です。

5月27日、事務局担当職員と現地を確認し、3条要件に照らして調査いたしましたが無問題で、許可相当と思います。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

第 3 番

すいません。この16の8は全く問題ないんですが、遡って16の6ですね。同じ住所に住まいされていて、経営規模の拡大してありますけど、これも経営継承。8番と同じように経営継承じゃないかと思うのですが。

事 務 局

ご親戚ではないそうです。氏が同じなだけで、ご親族ではないということです。

第 3 番

同居はされているのですか。

事 務 局

同居でもないです。3と7なので番地が全然違います。枝番がついていません。

第 3 番

わかりましたどうもすみません。

議 長

引き続き、議案16号の8の説明を終わりました。

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

次に、9番を事務局より議案説明してください。

事務局

9番美川地区

権利の種類は所有権の移転です。土地や所在地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑及び田。面積は141㎡ほか1筆、合計641㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第4番

それでは追加説明をいたします。申請地は美川支所から南南東へ約2kmの場所に位置している農振農用地です。

譲渡人は高齢で遠方に居住しており、美川町に来ることが困難なため、農地を手放そうと考えていたところ、居住地付近で経営規模拡大を希望し、農地を探していた譲受人と話がまとまり、譲渡したいとのことでした。

譲受人は、現在数人の同級生と「XXXXXXXXXX」という野菜のグループを立ち上げ、仲間とともに農業に取り組み、季節野菜の栽培を行うとのことでした。管理機、草刈り機も所有しておられるため、適当だと思われます。

6月3日に市職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することを決定します。

次に、10番を事務局より議案説明してください。

事務局

10番美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑及び田。面積は536㎡ほか5筆、合計4,486㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第12番

申請地は美和総合支所から5.7km。県道本郷周東線に位置する農地です。申請になった経緯についてですが、それは移住定住に向けた空き家バンクの関係でございます。譲受人が問い合わせを行い、譲渡人と交渉がまとまりました。

譲渡人は高齢で現在東京に在住する娘のところにおいて、こちらにはおられません。農地を処分したいという考えを空き家バンクに登録したと聞いて

おります。

譲受人は[ ]で農業をしていましたが良い物件が見つかったため、岩国市に移住し「岡崎おうはん」という鶏を育て当分は卵を販売したいと考えております。昔でいうブルモースという名のちょっと小さい鳥なのですが、取得した農地は鶏の餌を栽培したいと考えています。近所の人とこの事については話をしております、鳴き声がうるさいのではなかろうかということですが、了解を得ているようです。

5月24日に事務局とともに調査項目に照らし合わせ現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題になる点はなく、許可相当ととらえます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番を許可することを決定します。

次に、11番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

11番美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地や所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は2,459㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

はい。申請地は美和総合支所から東に約1.1km、近くにはJA美和支所、サンマート美和店等があります。補助整備を行った農地で地目は田です。

申請となった経緯についてですが、譲渡人と譲受人は譲受人の妻と譲渡人が叔母と甥の関係に当たるということで、遠方で耕作できなくなって困っていた甥の田を贈与により譲り受け耕作することになったものです。

申請地は先ほど説明し様に、補助整備を実施した日当たり良好な田です。

5月28日に事務局員とともに調査項目を照らせ合わせ現地を調査したところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、11番を許可することを決定します。

続いて、「議案第17号農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。1番は取り下げられましたので、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は297㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の拡大です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

はい、説明します。申請地は周東総合支所から西へ約 1.2 kmに位置します。

申請者が営む■■■■病院の駐車場の増設についての案件です。申請者は■■■■病院を営んでいますが、客用の駐車場が不足したことから増設することとしたものです。

5月30日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。盛り土は2 m、現在の駐車場の高さに合わせるということです。建造物はなく、雨水は自然流下、農業用排水路ということです。土地改良区の意見書も添付されており、周辺農地への影響もないものと思われ、許可相当と判断しております。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、田。現況、荒廃。面積は559㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の藤本委員、追加説明をお願いします。

第 8 番

はい。座ったままでご無礼をいたします。それでは追加説明をいたします。申請地は通津支所から西へ2kmの場所に位置している農地であります。先ほどの3条許可の中にあつた所の隣の農地です。

譲渡人は遠隔地に居住し、管理が難しく隣地の農地を使用するのに駐車場として活用してほしいとの申し出があります。譲受人は現在、居住の土地と建物が南バイパスの一部になることから立ち退きとなり、譲受人の義理の妹夫婦が近所に居住しておりましてこのたび同居し、共同で農作業することとあります。現在当該農地は無断転用となっておりますが、始末書が提出されております。

5月30日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。事業計画書、被害防除計画も確認しましたが、周辺農地への影響もなく5条許可は

適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。  
(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、畑。現況、荒廃及び畑。面積は256㎡ほか1筆、合計605㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、貸駐車場の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

はいそれでは追加説明いたします。申請地は玖珂支所 奏でより西北西560mのところの位置しております。

譲受人は会社経営をしており、申請地の近くには従業員の独身寮や社宅を整備中であり、駐車場の整備も急務であるということです。事業計画では、従業員の駐車場が12台分と一般貸駐車場が5台分となっております。

譲渡人は2名おられまして、北側の方は多忙なために耕作できないということ、南側の方は高齢のために耕作できないということ。北側の■■■■の方については無断転用していたために始末書が提出されております。

理由は平成24年に相続したが土地は亡父が生前、倉庫用地としていたもので倉庫を解体後に駐車場として使用していたということです。

6月3日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。  
(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。3番が取り下げられましたので、4番について事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は238㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、緩衝地の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画

書も添付されております。では担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

はい、それでは説明をいたします。申請地は玖珂支所より北東に約 720m のところにあります。

譲受人は岩国玖珂地域において宅地分譲事業や、賃貸住宅の管理を幅広く行っており、隣接して擁壁が設置されていることにより、農地転用済の宅地開発予定地、圧迫感の軽減と宅地の安全性を図るため、緩衝地を設ける必要があります。協議の結果、合意に至りました。

譲渡人は相続で取得されました。業務多忙のため農作業の継続ができず、休耕状態になっております。譲渡人は農業後継者また農作の請け人もなく、農地の善良な管理ができず譲り渡すことにされました。

事業計画書では、農地転用済みの宅地開発予定地の圧迫感軽減と宅地安全性を図るため、5mの緩衝地の設置が必要から申請地を取得されるということです。被害防除計画書も提出があり、何も問題ありません。

6月4日に担当職員と現地調査に行っております。調査項目に従って調査した結果、私は許可相当と思います。皆様のご審議よろしく願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、5番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

5番周東地区

権利の種類が所有権の移転です。土地や所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,094㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。申請地は周東総合支所から西南西へ約 870mに位置します。

譲渡人は市外に居住しており、申請地は長年休耕しており、これから先も後継者や担い手もなく思案していたところ、譲受人の希望もあり譲り渡すこととしたものです。

譲受人は毎月総会で数件の上程のある大阪の太陽光発電システムを全国に展開している法人です。

5月30日、支所担当者とともに調査項目に従い調査いたしました。造成や建物の建設もなく、雨水は自然流下で農業用排水路へという事です。許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第19号農用地利用集積計画について」を上程します。では事務局より議案説明してください。

事務局

1の中間管理機構関係分は合計件数4件。合計筆数4筆。うち田3筆、3,444㎡。畑、2,465㎡。合計面積5,909㎡。農業用施設、水田としての利用となっています。

2の中間管理機構関係分、所有者不明分は1件。筆数1筆。田1,966㎡です。水田としての利用となっています。

なお、中間管理機構分につきましては、備考欄に配分先予定者を記載しておりますが、本来ならこの総会で中間管理機構への利用権設定についてご承認いただき、その後、県において促進計画が決定されるのを待って2ヶ月程度後に総会において、配分先との設定を承認いただくという、二段階の審議が必要なのですが、時間の都合もありますので、今回配分先を掲載して上程させていただいておりますのでご理解ください。以上各筆明細と集計の説明とさせていただきます。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、この農用地利用集積計画について適当と認めることを決定します。以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1番周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。

面積は803㎡のうち140.73㎡です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、農業用倉庫の設置です。農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類を含め完備しておりましたので専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1番岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。

面積は335㎡です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、分譲用宅地です。農地区分は市街化区域です。ほか7件、合計8件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、局長専決により書類を受理いたしました。

議 長	報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告してください。
事 務 局	1番岩国地区 土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。 面積は1,019㎡です。届出人は記載のとおり。 理由は合意解約です。以上、1件の通知がありました。
議 長	報告第4号農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より報告してください。
事 務 局	1番玖珂地区 報告年月日は令和6年4月24日。法人の住所、名称は記載のとおり。 事業年度は1月1日から12月31日。法人形態は特例有限会社です。 事業の種類、構成員数、業務執行役員数などは要件を満たしております。 以上、1件の提出がありました。
議 長	報告第5号 現況証明につきましてはご高覧ください。 追加の報告第6号農地法第4条の規定による届出の取消しについてを事務局より報告してください。
事 務 局	1番岩国地区 権利の種類は令和6年3月28日付「令6岩農委指令第4号の4」の取消です。 土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。 面積は261㎡です。届出人は記載のとおり。 転用目的は、宅地造成です。農地区分は市街化区域です。 取消理由は事業の中止です。以上、1件の取消申請がありましたが、添付書類も含め、受理通知書も回収できましたので、局長専決により書類を受理いたしました。
議 長	以上で農地法関係の報告事項を終わります。それでは、その他伝達事項はございませんか。
事 務 局	事務局から説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業経営基盤強化促進計画の素案について</li> <li>・農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見のとりまとめについて</li> <li>・農地利用状況調査事前説明会について</li> </ul>
議 長	その他ないようでしたら、それでは次回の総会について説明させていただきます。次回総会は7月の16日火曜日、午前10時から岩国市民文化会館 第1研修室を予定しております。

繰り返します。次回の総会は7月16日火曜日、午前10時から当研修室を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは以上をもちまして本日の総会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

次回総会について

令和6年7月16日 火曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前11時、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する

会 長 梅川仁樹

署名委員 小川栄太郎

署名委員 上尾家隆